三十四　日カザフスタン協定に基づき、カザフスタン共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核物質ではない特別な資材、設備及び技術に基づく設備

三十五　前号の核物質ではない特別な資材及び設備の使用の結果生産された核燃料物質

三十六　日カザフスタン協定に基づき、カザフスタン共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及びカザフスタン共和国政府が合意する核燃料物質

附　則

この告示は、日カザフスタン協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○農林水産省告示第八百六十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用抗生物質医薬品基準（平成十一年八月三十日農林水産省告示第千百二十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十三年四月十七日　第十八号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

バイオグロ　ニュージーランド　リミテッド

ニュージーランド　ウェリントン市　ビクトリアストリート　百五十六―百五十八　五階

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

ニュージーランド、ニウエ、バヌアツ及びサモア

(2)　認定を行う事業所の所在地

ニュージーランド　ウェリントン市　ビクトリアストリート　百五十六―百五十八　五階

○農林水産省告示第八百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡大蔵村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　用排水路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡大蔵村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　なだれの危険の防止

(三)　解除の理由　用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市小坂町落合字御岳二三七六の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　都道府県立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）